



災害時ペット管理ボランティア 講習フォーム



～第1章 災害時ペット管理ボランティアとは～

1 はじめに

ペットの災害対策は「自助(飼い主が自ら備え、行動すること)が原則」です。

いざというとき、ペットの命を守り、災害後も家族と一緒に暮らしていくためには、飼い主が日頃から備え、ペットの災害対策についての知識を持っておく必要があります。

しかし、災害時という特殊な環境の中で、飼い主だけで適切にペットの飼育や管理を行うことは、飼い主にとってとても負担が大きくなります。例えば、飼い主とペットが避難所で生活することになった場合、飼育スペースの設営や管理などの普段やらないような作業も行う必要があります。

そこで、災害時のペット対策の担い手として「葛飾区災害時ペット管理ボランティア」を募集します！

2 災害時ペット管理ボランティアの概要

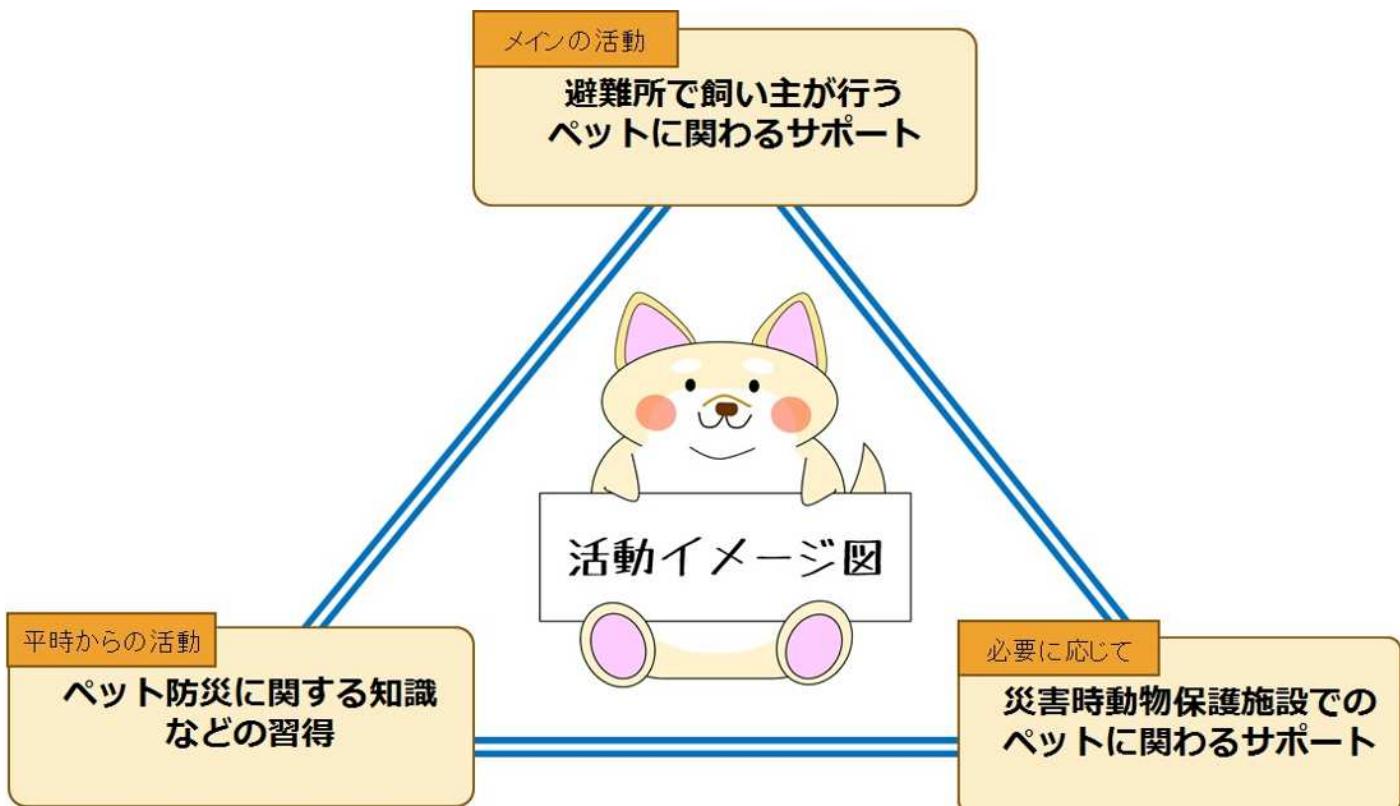
災害時ペット管理ボランティアとは、災害時に最寄りの避難所や保健所(健康プラザかつしか)で、ペットに関する手助けをするボランティアのことです。

活動内容は、3つあります。

【メインの活動】最寄りの避難所で、飼い主が行うペットに関するサポート

【平時の活動】ペット防災に関する知識などの習得

【必要に応じて】災害時動物保護施設でのペットに関するサポート



3 ボランティア登録できる条件

以下のすべてに当てはまる方が、ボランティアに登録できます。

- ・ボランティアとして区、飼い主及び自治町会と協働して活動できる者であること
- ・満18歳以上であること
- ・動物の適正飼育についての知識及び技能を有すること又は動物の適正飼育についての経験があること
- ・区内に在住し、在勤し、又は在学する者であること
- ・様々な動物を取り扱う活動をする上で、健康上の問題がないこと
- ・交通費、食費、宿泊費等の活動に要する費用を自己負担できること

4 ボランティア活動をするうえでの心構え

ご自身の安全が最優先です！

ボランティア活動を行う前に、必ずご自身やご家族の身の安全を確保してください。安全が確保できない場合に急いで活動する必要はありません。

活動は自己責任が原則です！

活動にかかる費用(交通費・食費・消耗品費など)は、ご自身で負担する必要があります。

また、災害の現場では、様々な方からお願いをされることがあります。区からも、ボランティアの皆様の安否を確認したうえで、ボランティア活動に関するお願いの連絡をすることがあるかもしれません。

無理をして、ボランティアの方がけがをしたり、事故にあったり、責任を問われることはとても悲しいことです。危険の有無や自己責任でできること・できないことを見極めて、負担にならない範囲で活動しましょう。

また、万が一に備えて、ボランティア保険に加入することもおすすめです。

【参考】ボランティア保険について(外部リンク)

https://www.katsushika-shakyo.com/service/other/volunteer_center/support/insurance/

多様性を尊重しましょう！

避難所には、ペットや飼い主以外の方も避難しています。考え方・生活環境・被災状況などはそれぞれ異なり、また、動物の好きな方・嫌いな方・アレルギーがある方など、動物に対する思いも人それぞれです。

災害時は誰もが強いストレスを感じ、対人関係で衝突が起こりやすいため、考え方や状況は人それぞれ違うということを念頭に置き、避難所の運営にあたる方の指示に従い活動しましょう。

～第2章 活動内容の詳細～

この章で、災害時ペット管理ボランティアは具体的にどのように活動するのか確認しましょう！

- 1 平時にペット防災に関する知識を習得しましょう
- 2 ボランティア活動の開始(災害が発生したら)
- 3 避難所で飼い主が行うペットに関わるサポート
- 4 災害時動物保護施設でのペットに関わるサポート

1 平時にペット防災に関する知識を習得しましょう

一口で「ペット防災に関する知識」と言っても、その中には、防災についての知識だけでなく、動物に関する知識も含まれます。

日頃から、動物との接し方や防災のことなどを学んでいくと、「災害時ペット管理ボランティア」として、より自信を持って活動できます。

例えば、保健所では、ペット防災やしつけに関する講演会を毎年開催しています。

災害時ペット管理ボランティアに登録していただいた方には、毎年、講演会の案内をメールで送付しますので、ぜひご参加ください。

地元で開催される避難所運営会議や防災訓練などに
参加してみるのもいいね！
日頃から気にかけてみよう！



2 ボランティア活動の開始(災害が発生したら)

- ・安全の確保

災害が発生したら、まずは身の安全を確保してください。自宅や周辺の安全が確保できたら、避難所の開設に関する情報収集を行ってください。

避難所の開設情報は、区公式SNS、ラジオ、防災無線、区公式ホームページなど、各種広報媒体を活用して広く周知します。

- ・避難所へ行く準備

避難所まで安全に移動できることを確認したら、避難グッズと認定証を持って避難所に移動してください。

災害時ペット管理ボランティアを知らない方から「災害時ペット管理ボランティアってどういう人なの？」と質問されることがあるかもしれません。

葛飾区公認のボランティアであることを証明できるように、登録後、ボランティアの皆様に交付される「認定証」を持って活動しましょう。

避難所に到着したら、自治町会の方や区の職員に挨拶をして、ご自身が「災害時ペット管理ボランティア」であること、「飼い主グループが行うペットのお世話のお手伝いをすること」をお伝えください。

- ・ボランティア活動の開始

ボランティア活動は、最寄りの避難所で自主的に行ってください。ただし、区から安否確認を兼ねた業務連絡をする場合があります。

- ・無理のない範囲で活動をしましょう

災害時ペット管理ボランティアの中にも、避難者として、避難所へ避難している方がいることも考えられます。そのため、第1章の「ボランティア活動をするうえでの心構え」にもあるとおり、ボランティア活動は、各自の状況に応じて、無理のない範囲で活動するようお願いします。

3 避難所で飼い主が行うペットに関するサポート

避難所では、ペットの飼い主達が協力し、ペットの飼育や管理を行います。災害時ペット管理ボランティアは、飼い主や避難所の運営にあたる方と協力しながら、ペットに関する手助けをしていただきます。

これが、「災害時ペット管理ボランティア」のメインとなる活動です。

避難所でボランティアの活動をするためには、避難所に関する基本的なルールや、飼い主達が避難所でどのようなことをするのか知っておく必要があります。

避難所の基本的なルール

- ・活動場所となる避難所について

活動場所となる避難所は、自宅などの最寄りの「区立小中学校等の避難所(第一順位避難所)」です。この講習では、「区立小中学校等の避難所(第一順位避難所)」のことを「避難所」といいます。

ペットの飼い主は、すべての区立小中学校等の避難所(第一順位避難所)に、ペットを連れて避難できます。(一緒に避難することを同行避難といいます。)

最寄りの避難所がわからない場合は、お近くの自治町会の方に聞いてみるか、以下の区公式ホームページからご確認ください。

【参考】避難所について(区公式ホームページリンク)

<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1004028/1000063/1004029/1030341/1021421.html>

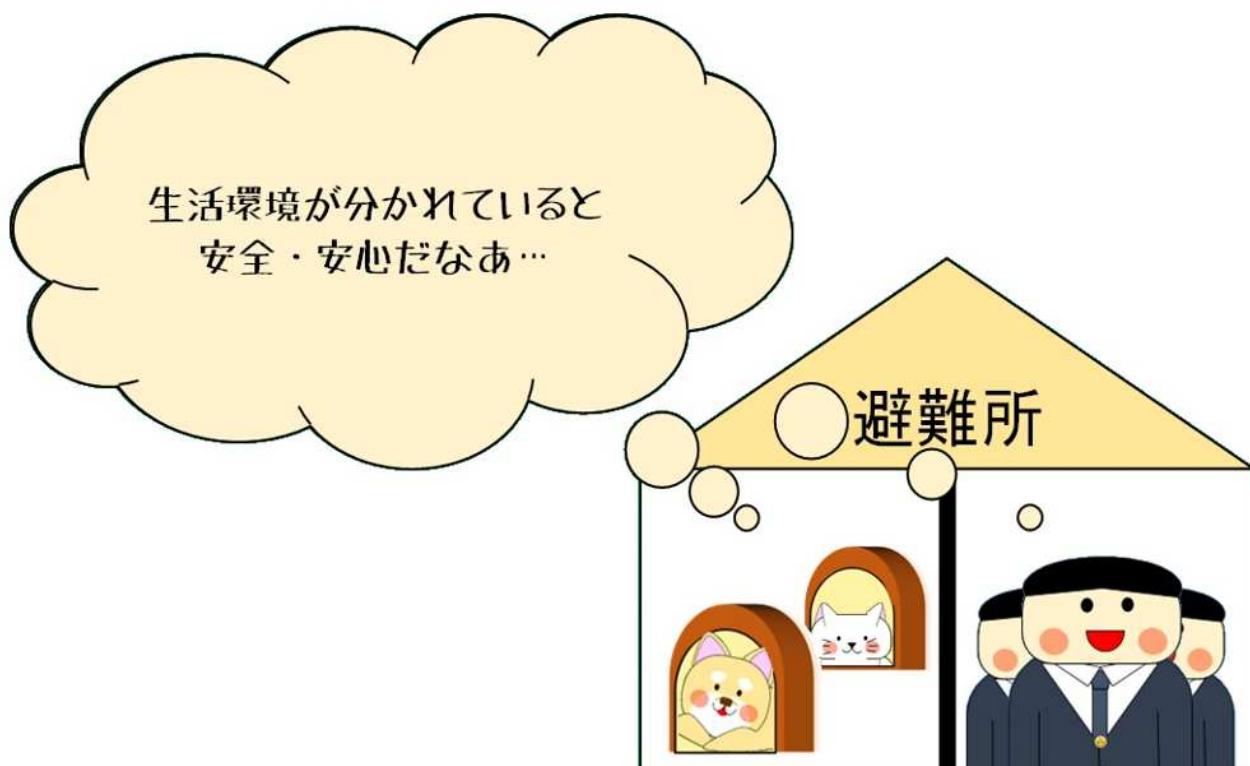
- ・開設や運営について

避難所の運営は、自治町会の方が中心となり、地域にお住まいの方と区の職員が連携して行います。避難所の開設は、震度5強以上の地震が発生した場合や区長の決定があった場合に行います。

- ・ペットの飼育や管理のルールについて

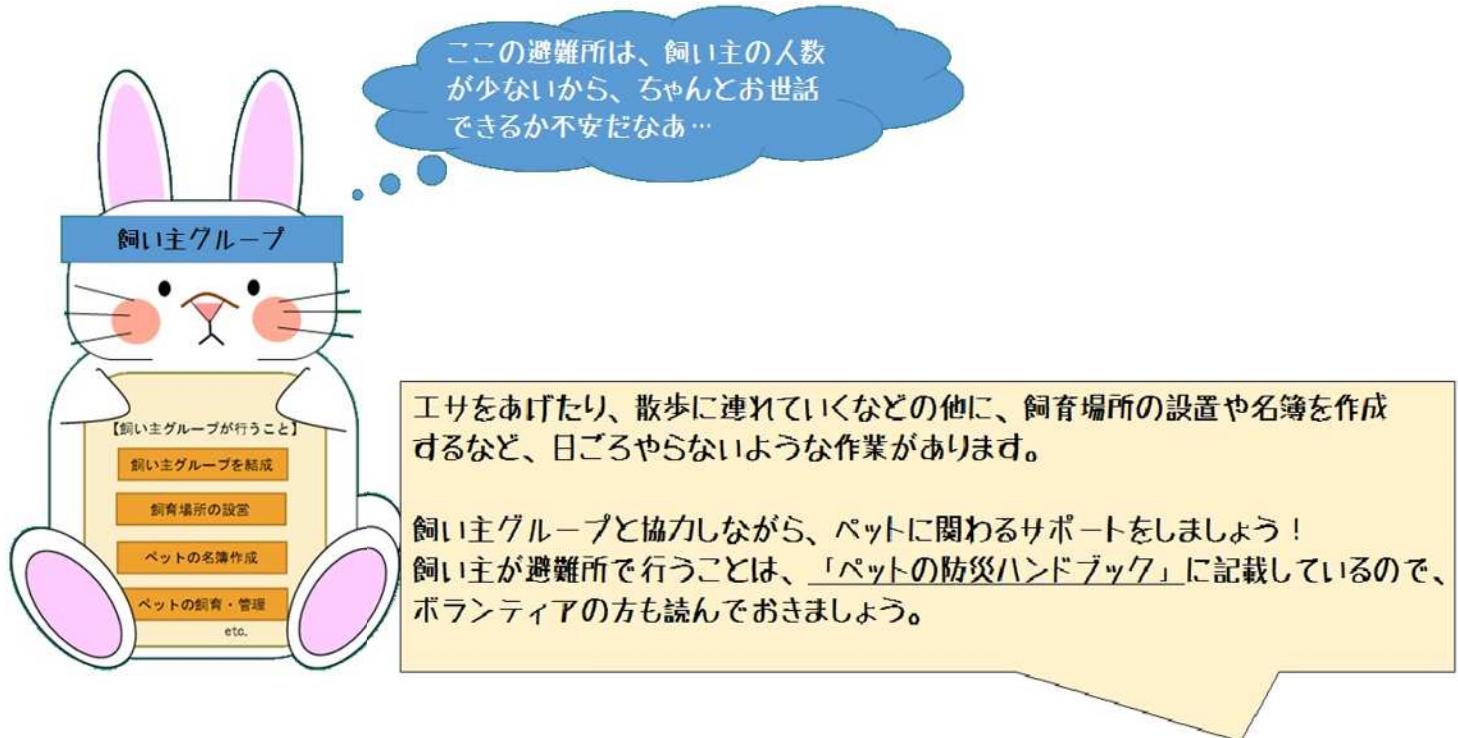
動物アレルギーを持つ人や動物が苦手な人も避難生活が送れるように、飼い主も含めた避難者とペットは、別の場所で過ごします。また、飼育場所では、ペットは飼い主が持参したケージの中で生活します。

そして、ペットと同行避難した飼い主達がグループを結成し、協力してペットのお世話をします。

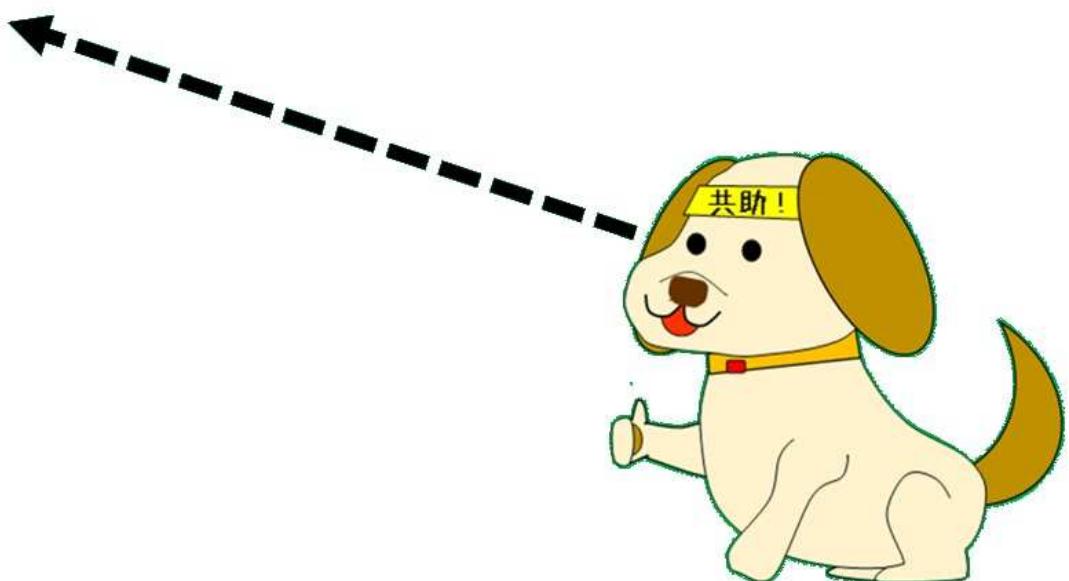


避難所でのペットのお世話のルール

避難所で飼い主グループが行う飼育や管理の流れを確認しながら、災害時ペット管理ボランティアの活動について学びましょう。



「ペットの防災ハンドブック」はこちら！



飼い主グループの結成

同行避難してきた飼い主達はグループを結成します。飼い主グループにも、ご自身が「災害時ペット管理ボランティア」であることや「ペットのお世話のお手伝いをすること」を伝えましょう。

慣れない環境の中で、初めて会う方と共同作業をすることになるため、コミュニケーションをとって協力体制を築きましょう。

飼育場所の設営

飼い主グループと協力して、ペットの飼育場所を設営しましょう。

避難所の運営にあたる方にペットの飼育場所を確認し、飼育場所の床にブルーシートを敷いて、飼い主が持参したケージやクレートを配置します。避難してきたペットの種類や性格、飼育環境などを考慮しながら配置しましょう。

・飼育環境に応じた設営

避難所によって、飼育環境は全く異なります。例えば、屋根が無い場所を飼育場所とする場合は、ブルーシート等を雨よけに活用するなど、状況に応じた設営をしましょう。

・動物の種類に応じた配慮

初めてみる動物に対して恐怖心を感じるペットは少なくありません。ペットのストレスを軽減するため、なるべく同じ種類のペットでグループ分けをして、少し離れた場所にケージを設置してみましょう。

・ペットと飼い主の明確化

ペットの責任は飼い主にあるため、すぐ連絡がつくようケージに飼い主やペットの名前などを表示して、ケージの中で飼育しましょう。飼い主にしかわからないペットの癖や持病なども併せて表示しておくと、トラブルを予防できます。

ペットの名簿作成

グループでペットの世話をするためには、ペットの種類や数を把握することが不可欠です。ペットの名簿を作成して、避難所にいるペットを把握しておきましょう。ペットが行方不明になったときなどの非常事態や、救援物資の受入、分配のときも役立ちます。

入所・退所によって、避難所にいる飼い主とペットは入れ替わっていきますので、都度記録を残し、名簿と実際の状況が合っているか確認しましょう。

ペットの飼育・管理

過去の災害では、避難所で「ペットが放し飼いされている。」や「フンや尿の臭いがする。」などの苦情がありました。

避難所では、人もペットも慣れない環境の中で、様々な状況の方が協力して集団生活をしています。そのため、ペットが原因でトラブルが起きないよう、ペットが受け入れられやすい環境づくりを心掛ける必要があります。

動物アレルギーを持つ方や動物が苦手な方にも配慮し、避難所の運営にあたる方や飼い主グループと適宜相談しながら、協力して飼育や管理を行いましょう。

- ・飼い主グループとの協力

飼い主はペットを大切にしているため、ペットの直接的なお世話を他人にまかせたくない考える方もいます。飼い主不在のとき、他人がペットに触らないよう見守ることや清掃などの間接的な手助けを頼まれることもあります。

飼い主が何のサポートを望んでいるか聞いてみましょう。

- ・ペットの様子を観察

避難してきたペットの中には、飼い主でなければ散歩が難しかったり、エサを食べないペットもいるかもしれません。無理をしてお世話をしようとすると、ペットが逃げ出したり、ケガをしてしまうこともあります。ペットの様子を伺い、飼い主の意見をを伺いながら、無理なくできるお世話を手伝いましょう。

- ・ケージで飼育

放し飼いは厳禁です。清掃や散歩などのケージから出す必要があるとき以外は、ケージの中で飼育しましょう。

- ・散歩の際の注意点

ペットを散歩させるときは、リードを短くし、すぐに抑えることができるようになります。

また、避難所内を移動するときは、他の避難者との距離を保ち、事故の防止に努めましょう。

- ・飼育場所の清掃

エサ、フンなどの後片付けをして、ペットの体やケージ内を清潔に保ち、鳴き声、抜け毛、臭いなどで避難者に迷惑をかけないようにしましょう。

- ・廃棄物や汚物の処理

ペットの排せつは飼育場所内で済ませ、避難者の排せつ物と同様に、原則として固化材で処理をした後、ビニール袋などに入れて、避難所指定の処分場所に廃棄しましょう。

～アイデアを出し合おう！～

避難所となる小・中学校は、本来こども達の教育の場として建てられた施設であり、ペットが生活する空間として想定されていません。

そのため、ケージ・エサ・ペットの衛生用品などの、ペットが避難所で生活するうえで必要な物が備えられていないため、飼い主が持参した物品を使って避難生活を送ることになります。

また、ペットや飼い主の状況、その場にいる動物の種類や数などによって、各避難所に足りない物や、課題は様々です。

現地での困難を乗り越えるためには、その場にある物や「工夫」で解決する必要があります。

【例え】

- ・避難してきた犬の数が多くて、飼育場所での無駄吠えが止まらない。
⇒段ボールでケージの間に仕切りを作る。
- ・首輪やリードが足りない！
⇒ビニールひもを編んで、即席の物を作成など

飼い主グループや避難所の運営にあたる方と協力し、「アイデア」を出し合って、課題を解決していきましょう！



ペットがケガをしたとき・行方不明になったとき

・ペットがケガをしたとき

災害時の動物病院の開設状況については、区公式ホームページで公表します。

また、認定証に連絡先が記載されている生活衛生課にご連絡をいただければ、状況確認のうえ開院している動物病院の紹介などを行います。

※発災直後などは、生活衛生課への連絡が取れないことがあります。

・行方不明になったとき

区に逃げ出したペットの情報が寄せられていることがありますので、まずは生活衛生課にご連絡ください。

3 災害時動物保護施設でのペットに関するサポート

災害時動物保護施設とは

平時の場合、飼い主のもとから逃げたペットは、東京都が保護します。しかし、災害時は、都内で多くのペットが逃げ、都による保護だけでは足りなくなることが懸念されます。そのため、葛飾区では、災害によって逃げたペットを、青戸にある保健所(健康プラザかつしか)の中で一時的に保護し、順次、飼い主への返還や東京都への引き渡しをしていきます。

この保健所の中で一時的に保護する施設のことを「災害時動物保護施設」と言います。飼い主への返還や東京都へ引き渡しをするまでは、保健所の中でペットの飼育や管理を行います。飼育や管理の内容については、エサやりや清掃などです。

区からの依頼

ボランティアの申込の際に「災害時動物保護施設での活動」を希望していただいた方にのみ、必要に応じて区が一時保護したペットの飼育・管理に関する協力を依頼させていただきます。

原則としては、避難所での活動を優先していただきますが、区から連絡を受けたときに、保健所で活動できる状況であれば、ご協力いただけすると幸いです。



一時保護されたペットのお世話についても、身の安全を確保できなかったり、
避難所での活動を優先したほうがよいときは、断っていただいて構いません。
安全第一でお願いします！

～第3章 災害時ペット管理ボランティアの登録などについて～

災害時ペット管理ボランティアの登録について

この講習終了後、「災害時ペット管理ボランティア」の登録申請ができます。

申請後、概ね2週間以内に、「登録認定通知書」と「葛飾区災害時ペット管理ボランティア認定証」を送付させていただきます。

送付した認定証は、活動の際に必ず携帯してください。



登録内容の変更について

区内でのお引越しや電話番号が変わった場合など、災害時ペット管理ボランティアとして登録している内容に変更があった場合は、区公式ホームページの「災害時ペット管理ボランティア変更フォーム」からお手続きください。

災害時ペット管理ボランティアをやめるとき

遠方へのお引越しや健康上の問題など、ボランティアとして活動することができなくなった場合は、区公式ホームページの「災害時ペット管理ボランティア資格喪失フォーム」からお手続きください。